

令和5年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和5年3月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年3月10日 午前9時宣告

開 議 令和5年3月10日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年3月10日 午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 令和4年度佐川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第2号 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第3号 令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第4号 令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第5号 令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第6号 令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第8号 令和5年度佐川町一般会計予算
- 日程第9 議案第9号 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和5年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和5年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和5年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 令和5年度佐川町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第15号 令和5年度佐川町病院事業特別会計予算

- 日程第 16 議案第 1 6 号 佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 1 7 号 佐川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 1 8 号 佐川町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 19 議案第 1 9 号 佐川町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 20 議案第 2 0 号 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 2 1 号 佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 2 2 号 佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 2 3 号 佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 2 4 号 佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 2 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 26 議案第 2 6 号 尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 2 7 号 佐川おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 2 8 号 まきのさんの道の駅・佐川の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 2 9 号 佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 3 0 号 名教館の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 3 1 号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
- 日程第 32 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 33 発委第 1 号 佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

- 日程第 34 発議第 1 号 消費税法附則（平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号）第 1
71 条 2 項にもとづき消費税インボイス制度実施の延期
を求める意見書
- 日程第 35 発議第 2 号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第 36 議員派遣について
- 日程第 37 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和5年3月佐川町議会定例会追加議事日程〔第4号の追加1〕

令和5年3月10日 午前9時開議

- 日程第1 議案第32号 佐川町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第2 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番（坂本玲子君）

ページ45ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金、17万8千円が計上されていますが、これ発生件数は何件か、また、症状はどんな状態かお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まずこの件に、件をお話する前にですね、この制度についてちょっと御説明をさせていただきます。

この、新型コロナウイルスの予防接種、コロナウイルスに限らずですけれども、国がやっている定期予防接種、これに関して、通常の副反応以外にですね、健康被害例えば、入院をされて病気になるとか、あるいは後遺症が残るとか、そういったケースについて、本人さんの申請によってですね国のほうが、審査を経て健康被害を認められた場合には受けた給付金が給付されるという制度になっております。

今回のこの補正予算に関わる部分ですけれども、件数は1件でございます。内容につきましては、これは令和3年度のコロナワクチン接種、佐川町が実施をする、コロナワクチン接種に関わるものでありまして、本人が接種後ですね、すぐということではないですけれども、何日間か経て具合が悪くなったということで、通常の副反応に加えまして体調の変化というものが確認されたので、本人が病院に行って診察を受けた結果、入院という形になっております。

これが数日間入院をして、退院をされているわけでございますけれども、その間で医師の診断等も踏まえてですね、通常の副反応ではない部分でのワクチンの接種との因果関係があるんじゃないかということで本人からの申請があつて、医療機関の、医師の診断等も踏まえてですねまず佐川町のほうが、これを提出を受ける窓口になっておりますので、これを提出を受けて調査委員会、健康被害の調

査委員会というものを開いて、その調査委員会というものはお医者さんとか、専門の医師に症状等確認をした中で、国のほうへ、厚生労働省の方に資料を提出しておりました。その資料を提出していた国ですね審議機関、これも専門的な医師とかが関わる会がございますが、その調査結果が今回、おりてきまして、因果関係が認められると、可能性があるということでの給付に至っておるということでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

予防接種にはリスクが通常ございます。しかし、リスクを認識した上で、リスクよりもメリットがあると信じて予防接種を受けるわけですから、正確な情報を出すことが、混乱を防ぐことになります。

ちまたではいろんな噂が飛んでいます。しっかりした情報を開示することで、より皆さんが安心できるような、措置をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問ありがとうございます。この健康被害に係る情報開示のほうは、主に国の厚生労働省のホームページで詳しく情報開示をされておりますけれども、なかなか一般の方はですね目に届かない部分もあろうかと思っております。そういった情報、データのものが中心になりますけれども、町としてもワクチン接種、まだこれからも続きますので、できる限りの情報の提供をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第7号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第1号は可決されました。

日程第2、議案第2号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第7号、令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上6議案について一括して質疑討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は可決されました。

議案第3号、令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は可決されました。

議案第4号、令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第4号は可決されました。

議案第5号、令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は可決されました。

議案第6号、令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第6号は可決されました。

議案第7号、令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は可決されました。

日程第8、議案第8号、令和5年度佐川町一般会計予算について質疑を行います。

9番（坂本玲子君）

お伺いします。一般会計予算書67ページ、委託料で、重層的支援体制整備事業への移行準備事業の予算が700万円計上されていますが、この内容についてお伺いします。

また同じく、生活困窮者支援のための地域づくり事業405万円が計上されておりますが、この生活困窮者支援のための活動で、年間の相談者数、支援数はどれぐらいあるのかあわせてお伺いします。

2点目、一般会計予算ページ91ページの合併浄化槽設置補助金3,090万円計上されております。今年度の実績及び来年度から制度が変わり、補助が充実したと聞いておりますがその補助内容についてお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。予算書の67ページの重層的支援体制整備事業への移行準備事業、これは令和5年度の新規の事業として込めさせていただきますが、これは国庫事業、国の4分の3の事業で、社会福祉協議会へ委託を予定している事業です。

あわせてですね先ほどおっしゃっていただきました生活困窮者支援等のための地域づくり事業、これは継続事業であります。これも社会福祉協議会へ委託を予定をしている事業です。これが400とび5万4千円です。

令和4年度までは、この生活困窮者支援のための地域づくり事業を一つで、1,100万円程度の予算を組んでおりましたけれども、この重層的支援体制整備事業、国庫の有利な事業が使えるということで

ほぼ同様の内容の事業でしたので、そちらのほうに予算を少し組み替えしたということでございます。

で、事業の内容、中身につきましては、これはさまざま高齢者の問題であるとか、障害を抱える方の問題、それから生活をしづらい方への問題、生活困窮者も含めて、さまざまな地域にはですね困った方がおいでますが、そういう方々がなかなか昨今是一个の制度ではなかなか支援しきれないというところで、いろんな重層的な支援が必要であると。そういった国庫事業が構えられておりまして、そういった内容の事業になってます。でやっていることについては社会福祉協議会への前年度からの生活困窮者支援との地域づくりの事業というところでやっておりましたので、内容としては継続的な取り組みになります。

それから、関連しますが、生活困窮者支援の地域づくり事業に関連して、この生活困窮者の相談件数ということでございましたが、実績が出ている、1年間で実績が出ている令和3年度の相談件数は、1年間で全体で48件ということです。令和3年度のそういったものもろ含めて一般的な相談というのもございますが、それは、社会福祉協議会が受けておりますが全体で355件というデータが出ております。以上でございます。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。私のほうからは合併処理浄化槽設置整備事業について御説明させていただきます。

今年度までは、合併処理浄化槽の設置に関する必要な経費を補助しておりました。補助限度額としましては5人槽の設置に要する経費として30万円、7人槽の設置に関する費用として39万円、10人槽の設置に要する費用として39万円の補助を行っております。令和4年度は5人槽が33基、7人槽10基、合計43基の1,380万円の補助を行っております。なおこの事業につきましては、国、県、町が3分の1ずつ負担、補助するということになっておりますので、町としましては、460万円の補助を行っております。

続きまして、令和5年度からは、令和4年度の制度の改正によりまして、新たに追加されたメニューであります浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用、及びくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に関する費用、また、本町では補助を行っておりませんでした。浄化槽の設

置に伴い必要となる単独浄化槽の撤去に要する費用及び単独浄化槽からの転換による浄化槽の設置に伴い、必要となります宅内配管工事に関する費用に対して、来年度からは補助することといたしました。

補助の限度額につきましては、浄化槽の設置に伴い必要となる単独単独浄化槽の撤去に要する費用が12万円。浄化槽の設置に伴い必要となる、くみ取り槽の撤去に要する費用が9万円、単独槽またはくみ取り槽からの転換による浄化槽設置に伴い必要となります宅内配管工事に関する費用が30万円となります。

補助金の例ですけど、例えば、現在くみ取り槽を使用している方が、この補助金の申請をされる場合、仮に5人槽の浄化槽を設置する場合、5人槽用の設置費用として30万円、それから、くみ取り槽の撤去の費用としまして9万円。それに加えて宅内配管工事の費用として30万円が合算されて、合計で69万円を、の補助を受け取ることができます。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

2点質問させていただきます。1つ目は、地域振興関連事業に関わっての予算です。

予算説明会の中の総括表の中で、特定財源として組んでですね、一括して3億5千万余の予算が組まれております。この予算については、御承知のように、10年にわたって15億円を上限として、交付すると、支給するということの枠組みの中での予算執行だと思えます。これまですでに、地域振興策も進んできてるかと思うんですけども、これまでどれだけの予算が執行されてきているのかいうことを御説明いただきたいというふうに思います。

もう1つは、給与、給与費明細書に係るところであります。昨年6月の定例会でも御質問させていただきました。令和3年12月の定例会で定数を増やして、職員の皆さんのできるだけ勤務条件を緩和しながら町行政進めていくということで、定数増で進んできてるかと思えます。

今年度の予算書の中でですね、明細の中には、昨年度114に対して116に増えているというふうに提示されています。この中身について少し御説明いただきたいと思えます。以上です。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。私のほうからは、振興策に関する事業の2項についてお答えいたさせていただきます。

令和2年12月25日に締結しました協定書の中にはですね、地域振興に寄与する事業の実施に必要な町の財源として、15億円を限度に交付するというふうに定められております。

町がこれまでに実施してきました地域振興策事業につきましては、高知県地域振興策対策交付金として、県から交付されております。その額につきましては、令和3年度が6,418万7,720円。今年度、令和4年度が9,408万2,050円、合計と総計しまして、1億5,826万9,770円。執行率としまして10.55%となっております。

また、来年度につきましては、2億8,872万2千円を見込んでおります。以上でございます。

総務課長（片岡和子君）

それでは、私のほうからは、職員の給与の人数について、御説明をさせていただきたいと思っております。

議員もおっしゃっていただきました通り、令和4年度の当初予算では、職員数を114の予算立てをしております。令和5年度につきましては、116人ということで、2名増の予算とさせていただいております。

この2名増の内訳といたしましては、令和4年度の退職者の見込み数は、を、定年退職2名を含む3名の見込みとしております。それに加えまして、他の特別会計への減がマイナス1名、そして新規採用者を6名プラスいたしまして、合計2名の増としております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

地域振興策については、予算書を見てもなかなか見にくくて今、令和5年度については、2億8千万円の予算を、総務課のほうに計上してあります。で、執行していく段階で、この今、回答でですね1億5千万と2億8千万ですので、今年度に限っては約4億3千万ぐらいが執行されていくのかなと。

で、ただ残りは15億円ですので11億円前後になると、この交付金だけで執行されていくのか、補助金と何かと、補助金と合わせてですね、の10億円として換算されていくのか。そこの兼ね合いをもう一度説明いただきたいと思います。

それから、定数について、職員の定数については御承知、承知しました。年度途中の退職等々、いろいろとあって、補正も組まれながら、この配置については、決定されていくと思うんですけども、まだ定数に決めた通りの配置が、実質は配置されていないんじゃないかということに危惧して今質問もさせていただいてるところです。定数に沿って、10区に分けて定数が配置されておりますけれども、実質の配置は、それよりも少し低いんじゃないかなということをとらえてとらえてますので、できるだけ定数に沿って、職員が配置されるようにですね、御尽力いただきたいということを申し上げつつ、申し添えておきたいと思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩　　午前9時22分

再開　　午前9時23分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番（橋元陽一君）

はい。ちょっと予算の組み立て方がちょっと、今ここではお答えが難しいということですので、改めてお聞きをしてですね、それを答弁として変えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えします。また確認しまして新たな資料としてまたご説明するようにいたします。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

1番（齋藤光君）

生活リズム向上プロジェクトについてお聞きします。予算勉強会でもお聞きしましたが、子供の睡眠時間が短くなっていることや、SNS等のメディアの視聴時間が長い等のことの課題解決のために、生活リズム向上プロジェクトを行うようになったと、昨日お聞きしましたが、具体的にはどんな内容を実施していくのか、お聞かせください。よろしくお願ひします。

教育長（濱田陽治君）

はい。齋藤議員の御質問にお答えいたします。まず取り組みに至りました経緯を少し説明させていただきます。

令和4年12月の定例議会における町長の行政報告で、町長が御報告いたしました通り、子供たちの生活スタイルの状況について、昨年5月に乳幼児から中学3年生までを対象に、早稲田大学前橋聡教授のチームにお願いしまして、実施した調査の結果、就学前については乳幼児の睡眠時間の短さ、外遊びの不足、小中学生につきましては全国学力学習状況調査結果とも合わせまして、メディア視聴時間の多さと家庭での学習時間の少なさなど、厳しい状況が指摘をされております。

そこで令和5年度に文部科学省の関連の委託事業ですが、これ100%交付金ですけれども、これの早寝早起き朝ご飯推進校事業を受けて、今応募中でございます。健康福祉課の協力も得まして、子供たちの生活スタイル改善に取り組もうとするものです。

この生活スタイル改善についての取り組みは、平成16年当時から、県教委を中心に県PTA連合会などの関連機関、関係機関も協力しまして、県下で広く取り組んできた経緯もありますので、令和5年度の取り組みにつきましては、まず保護者の代表や有識者を交えた推進委員会を立ち上げ、現況の確認や課題の特定と、他県での成果事例の導入などによる有効な施策の検討を計画しております。

次にまず現状しっかり把握し、また関係の皆様にご理解いただくために、前橋教授による講演と研修を2回計画しております。前橋教授には推進委員会への助言とご指導もお願いをする予定です。

次に、把握と検討だけでなく、まずできることから考えまして、各保育所、園と、各小学校での運動遊びの講習会を年間2回実施をするということを計画しております。子供たちを取り巻く状況の複雑化もありますので、成果があらわれるまでには一定の期間が必要となると思いますけれども、学校教育をめぐるさまざまな課題の根底にあるのではないかと、とも考えられますので、原因と課題の特定をしっかりと確かな施策を導入し、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（齋藤光君）

ありがとうございます。子供を守るために、家庭環境の改善に向けて行う取り組みとして、非常に大事だと思っております。家庭環

境を改善していくことは必要だと私も感じておりますが、これから新型コロナウイルスを取り巻く環境も変化していくことが予想されております。その中で学校環境としてはどのように対応していくのか、お聞かせください。

教育長（濱田陽治君）

コロナについての対応はですね、昨日、下川議員の御質問等にもお答えをいたしました通りですね、国、県の方向があったとしてもですねそれぞれの状況の中で、的確に対応していかなくちやいけませんので、校長会とも協議をしてですね、学校のことですので校長会で決めていくことなんですけれども、しっかり対応していきたいと思えます。

このマスクの影響とかですねコミュニケーションとかいろんな行事がこの簡素化されていたりする中でですね、子供たちの関わりとかいろんな問題も出てきておるんじゃないかなと。このコロナの影響がどういうふうにかかわったのかなというあたりもですね、ちょっと前橋先生のお知恵も借りていかなくてはいけないと思えます。また家庭の状況もですねお仕事の加減とかいろんなことがこう変化して、課題が出てくるんじゃないかなと思えます。とにかく課題の特定をしっかりしながらやっていきたいなと思っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

2 番（岡林哲司君）

おはようございます。2 番議員の岡林哲司でございます。1 点だけお伺いいたします。

予算書の 9 款、1 項、2 目、12 節、ページでいうと 122、123 ページになります。さかわ未来学・花まる学習会委託とありますがこれについて今年度の事業の概要を教えてください。

教育長（濱田陽治君）

はい。御質問にお答えいたします。少し経緯と見通しを先にお話をさせていただきます。

御質問の *Atelier for KIDS* につきましては、IQ や学力テストなど数値化できる認知能力と異なりまして、生きて

いく上で欠かせない協調性、コミュニケーション力、やり抜く力、忍耐力、計画性、自制心、意欲、こういった数値化できない、いわゆる非認知能力とありますが、こういうものをですね表現活動を通して育成しようとするものです。

令和元年度に斗賀野小学校と永野保育所に導入しましたところ、子供たちの学校生活への適応など効果が見られましたので、翌年から令和4年度にかけて、町内4小学校とそれぞれの校区の保育所、園に導入してまいりました。令和4年度の尾川小学校と尾川中央保育園で一応導入段階が終わりまりましたので、令和5年度はそれぞれの校区ごとに主体的に取り組み手法を自らのものにして定着をさせていくという取り組みを考えております。

年間のスケジュールとしましてはまず、年度初めに全校区の小学校と保育所、園の担当教員と保育士に集合研修を実施し、考え方と手法を共有してもらいます。次に5月から2月までの間に佐川小学校校区で4日間、斗賀野小学校校区で3日間、尾川小学校校区で2日間、黒岩小学校校区で2日間取り組むこととしております。

その内容ですが、尾川小学校は令和4年度にコロナの影響で予定の半分しか実施しておりませんので、講師にやっていただくという師範事業と言いますけれども、師範指導ですねこれと、その振り返りを実施しますが、他の3校区はそれぞれ進み具合に応じて、講師による師範授業と振り返り、二つ目が保護者や教職員、保育士に対する研修、三つ目が担任による授業公開と振り返りと、この三つのプランを選択し、組み合わせる実施してもらおうと考えております。

この取り組みを数年繰り返しますと、町立小学校とその校区の保育所、園でこの手法が定着し、日常化し、子供たちの非認知能力も育っていくものと考えております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。子供たちにとってもいい影響が出ているということで、ちょっと自分でも調べてみましたが、子供たちがテンポよく学習に楽しみを感じられるような取り組み進めていくというような内容で、一般的に保護者の方がその花まる教室ものに子供を行かせようとした場合にですね、大体毎月謝1人7千円かかるということで、この予算で言うと21人分の年間の費用というような感じになるんですけれども、ただ佐川町の子供たちが全体にです

ね、こういうような授業に満遍なく触れるということは素晴らしいことでもあると思います。

保育園の場合はこれの手法の定着ってというのは、先生がそんなに変わることも少ないと思いますので、容易に行えると思うんですけども、特に小学校に関しては、担任の先生もこうクルクル入れ替わられるということで、非常に子育てに対して力を入れて先進的に取り組まれてると思いますのでぜひ今後ともこの事業を小学校、特に小学校に対しては続けていただきたいなと思うんですけども、またその辺もご検討よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

8 番（下川芳樹君）

はい。町民課の事業で、ふれあい収集事業の内容について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

事業については、令和4年度から実施をされていると、利用者が20名いらっしゃるというふうなことでございます。周知の方法も含めてですね、ご答弁いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは下川議員の御質問にお答えさせていただきます。ふれあい収集事業につきましては、家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対しまして、町が収集に伺い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行う事業で、今現在シルバー人材センターに委託して事業を行っております。

対象世帯としましては、65歳以上の高齢者で要支援または要介護の認定を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、そしてその他町長が必要と認める方というふうにより要綱には定めております。

ただ、この制度を多くの皆様にご利用いただくため、広報誌やホームページ等、それからチラシにおきましては、家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な65歳の以上の高齢者や障害者等の世帯を対象としています。ご利用をご希望される方は、お気軽にご相談くださいというふうな形で周知を行っております。

次に収集につきましては、町内を二つの地域に分けまして、燃えるごみは週1回、その他の不燃ごみと資源ごみは一緒にしまして、月1回の収集を行っております。収集場所につきましては原則、玄関前とし、町の分別方法に従ってごみを出してもらっております。

次に申請の方法なんですけど、本人による申請が困難な場合は、親族、ケアマネージャー、ホームヘルパーなど代理の方の申請ができます。申請を受け付けますと、担当職員が直接自宅を訪問させていただき、世帯の状況やごみ出し支援の状況等について、面談を行うようにしております。

令和4年度は、昨年度、昨年10月から事業を開始しまして、現在20名の方がご利用いただいております。今後におきましても、利用を希望される方が相談しやすく、利用していただけるよう、広報紙、ホームページ、チラシ等を配布するなどし、わかりやすく、住民の皆様にも周知してまいります。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第8号、令和5年度佐川町一般会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の起立を願います。

全員起立。

したがって、議案第8号は可決されました。

日程第9、議案第9号、令和5年度佐川町国民健康保険特別会計予算から日程第15、議案第15号、令和5年度佐川町病院事業特別会計予算まで、以上7議案について一括して質疑、討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は可決されました。

議案第 10 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は可決されました。

議案第 11 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は可決されました。

議案第 12 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

議案第 13 号、令和 5 年度佐川町後期後継高齢者医療特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 13 号は可決されました。

議案第 14 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 14 号は可決されました。

議案第 15 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 24、議案第 24 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 9 議案について一括して質疑、討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は可決されました。

議案第 17 号、佐川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、佐川町個人情報保護法施行条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、佐川町個人情報保護審査会条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 20 号は可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 23 号は可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 24 号は可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、町道路線の認定について、原案の通り決定すること

に賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 25 号は可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定についてから、日程第 31、議案第 31 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定についてまでは、いずれも指定管理者の指定に関する議案であります。

お諮りします。

以上 6 議案について、質疑討論を省略してお諮りすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 26 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は可決されました。

議案第 27 号、佐川おもちゃ美術館の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 27 号は可決されました。

議案第 28 号、まきのさんの道の駅佐川の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

議案第 29 号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

議案第 30 号、名教館の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

議案第 31 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は可決されました。

日程第 32、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、令和 5 年 3 月 30 日をもって任期満了となります選挙管理委員及び補充員を、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、井上和江君、西森啓助君、澤村重隆君、田村泰富君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、井上和江君、西森啓助君、澤村重隆君、田村泰富君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第 1 順位、横畠正孝君、第 2 順位、藤本安夫君、第 3 順位、濱田良雄君、第 4 順位、刈谷比登志君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、横畠正孝君、第2順位、藤本安夫君、第3順位、濱田良雄君、第4順位、刈谷比登志君、以上の方が順序の通り選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第32、発委第1号、佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題にします。

提案者の説明を求めます。

失礼しました。

日程第33、発委第1号に訂正をいたします。

議会運営委員長（坂本玲子君）

提案理由の説明をいたします。国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要性があり、この条例を提出します。

条例の概要、議会における個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とし、議会の保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日施行となります。以上です。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、佐川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 1 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第 32 号、議案第 33 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第 32 号、議案第 33 号を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

ここで、議案配付のため休憩します。

休憩 午前 9 時 53 分

再開 午前 9 時 55 分

議長 (西森勝仁君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 32 号、佐川町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案者の理由を求めます。

町長 (片岡雄司君)

それでは、追加議案についてご説明をさせていただきます。

議案第 32 号、佐川町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定により、佐川町個人情報保護審査会の所掌事務に議会からの諮問に応じて調査審査すること等を加えるものでございます。説明は以上でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長 (片岡和子君)

それでは、ご説明をさせていただきます。議案第 32 号、佐川町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、

ご説明を申し上げます。お手元にただいま配付をしていただきました参考資料、議案第 32 号関係のほうをごらんいただきたいと思えます。

左側のほうが、先ほど議案第 19 号で可決をいただきました令和 5 年 4 月 1 日より施行されます条例となります。右側が改正後案になっております。

左側の現行の保護審査会条例につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、議会につきましては、適用除外となっておりますので、佐川町議会の個人情報の保護に関する条例の規定を適用できますように、必要な条項につきまして追加を行うものとなっております。

右側、改正後案の下線部が改正箇所となっております、第 1 条、設置について、第 2 条、所掌事務について、裏面にいきまして、第 5 条、審査会の調査権限につきまして、下線部の部分の規定を追加させていただきますものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

ただいま説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

追加日程第 2、議案第 33 号、工事請負契約の変更契約の締結につ

いてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 33 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、まきのさんの道の駅佐川建設工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

既決契約金額は 8 億 7,530 万 3 千円。変更契約金額は 9 億 2,148 万 1 千円。契約の相手方は、高知県高知市西秦泉寺 435 番地 1、株式会社岸之上工務店、代表取締役社長、岸之上憲一でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、議案第 33 号についてご説明させていただきます。

今回の変更契約の工事につきましては、まきのさんの道の駅佐川建設工事となり、国土交通省が実施する工事との取り合わせに関する工事やテナント及び加工場の設備工事を追加するものなどとなります。契約金額、契約相手方につきましては、町長の提案説明の通りでございます。変更契約により増額となる金額は 4,617 万 8 千円となります。変更する工事内容と範囲につきましては、参考資料、議案第 33 号関係の図面でご説明をいたします。

まず 1 枚目をごらんください。この図面は、道の駅の平面図となり、上が北、国道側となります。図面の中央の少し上にあります、黄色の線が国土交通省と佐川町の用地境界となります。今回変更する工事は図面上、赤色で表示しております。

まず、図面左にあります①排水路整備工事につきましては、国土交通省が駐車場に整備する排水路に合わせ、町有地側に水路を一部追加する工事となります。

次に、図面右にあります②進入路拡幅工事につきましては、国土交通省にお願いし、拡幅をしていただけたことになった進入路につきまして、町有地分を拡幅するための追加工事となります。

次に、図面、一番下にあります、③切土（すきとり）工事につきましては、芝生広場の整備に当たり、当初 20 センチメートルの土をすきとる計画であったものを、現場の状態から 5 センチメートルに変更したことにより、残土の処分費や良質土の購入費などが減るもの

となります。

続いて、2枚目の図面をごらんください。こちらは道の駅とおもちゃ美術館の建物部分の平面図となります。図面の中央より左側が道の駅、右側がおもちゃ美術館となります。

まず、④については設備工事と追加となり、図面の左側に4カ所を四角で囲んでおりますが、テナントの設備工事3カ所と直営で運営する加工場の設備工事を追加するものとなります。

次に、図面右側にあります⑤木製目隠柵設置工事につきましては、おもちゃ美術館の有料エリアと芝生広場を区切るための、木製の柵を追加するものとなります。

最後に、図面中央少し上にあります、⑥冷蔵冷凍陳列ショーケース、陳列什器につきましては、給排水設備や電気設備の建築工事に合わせて設置する必要があるため、追加工事となるものです。

説明は以上となりますようしくお願いします。

議長（西森勝仁君）

ただいま説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第33号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第33号は可決されました。

日程第34、発議第1号、消費税法附則第171条第2項の規定に基づき、消費税インボイス制度実施の延期を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

4 番（田村幸生君）

4 番議員の田村幸生です。朗読をさせていただいて、議員発議に代えさせていただきます。

発議第 1 号、令和 5 年 3 月 10 日、佐川町議会議長西森勝仁様。提出者、佐川町議会議員田村幸生。賛成者、佐川町議会議員岡林哲司、賛成者、佐川町議会議員斎藤光。

消費税法附則（平成 28 年 3 月 31 日、法律第 15 号）第 171 条 2 項に基づき、消費税インボイス制度実施の延期を求める意見書。上記の議案を別紙の通り、佐川町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

（以下、「消費税法附則（平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号）第 171 条 2 項に基づき消費税、インボイス制度実施の延期を求める意見書（案）」朗読）

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、消費税法附則第 171 条第 2 項に基づき、消費税インボイス制度実施の延期を求める意見書について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 1 号は可決されました。

日程第 35、発議第 2 号、介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

5 番（橋元陽一君）

5 番議員、橋元陽一でございます。発議第 2 号にかかわりまして、提案をさせていただきます。

文書を読み上げて提案とさせていただきたいと思います。

発議第 2 号、令和 5 年 3 月 10 日、佐川町議会議長西森勝仁様。提出者、佐川町議会議員橋元陽一。賛成者、佐川町議会議員下川芳樹、同じく賛成者、佐川町議会議員坂本玲子。

介護保険制度の改善を求める意見書。上記の議案を別紙の通り佐川町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

（以下、「介護保険制度の改善を求める意見書（案）」朗読）

以上、提案いたします。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 2 号、介護保険制度の改善を求める意見書について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第 2 号は否決されました。

日程第 36、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付した通り、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付の通りと決定しました。
日程第 37、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と
します。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しま
した申出書の通り、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。
お諮りします。

各委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査及び調査とするこ
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査及び
調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。
町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

令和 5 年 3 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていた
だきます。

本定例会におきまして、ご提案をさせていただきました報告 2 件、
追加議案 2 件を含めまして、議案 33 件につきまして、適切なるご審
議の上、すべて御承認をいただきました。まことにありがとうございます
ございました。ご承認いただきました令和 4 年度補正予算や令和 5 年度
当初予算につきましては、スピード感を持って、事業実施に取り組
んでまいります。今後におきましても引き続き、住民の皆様が目線
で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様
におかれましては、御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

今、今定例会の一般質問におきまして、9 人の議員の皆様から御
質問をいただき、これからの佐川町にとって貴重な課題につきまして、
内容の質問をいただきました。より一層身の引き締まる思いで
ございます。質問では、進捗がおくれております事業や議案におき
まして、議員の皆様に対しまして、御説明が不十分な点もありまし
た。誠に申し訳ございませんでした。

今後におきましては、少しでもおくれを取り戻すとともに、事業
説明におきましても、委員会や議員の皆様にはしっかりと御報告を
させていただくとともに、協議会、協議をさせていただき、事業推
進してまいりますのでよろしくお願いをいたします。今後も多くの

課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて頑張ってもらいます。

いよいよ、らんまんの放映も始まります。佐川町がにぎやかで騒がしくなり、多くの方々が来町していただくことを期待しております。これを機に、佐川町の魅力を発信し、佐川町出身の多くの方々がふるさと佐川に誇り思い、自慢できるまちそして住んでよかったと思っただけのまちとなるよう、職員と一緒に頑張ってもらいます。

道の駅のオープンも近づいております。産業振興観光振興につながる取り組みをしっかりと進めてまいります。議員の皆様には、一緒になって佐川町を盛り上げていただきますよう、御提案、そして御指導、御協力をよろしくをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の第8波の波も徐々におさまり全体としまして小康状態にはなっておりますが、国では令和5年度におきましても、ワクチン接種が専門家により議論されております。引き続き、感染予防対策をお願いいたします。そして何より完全収束を、収束を願うばかりでございます。

終わりになりますが、季節の変わり目で気温の変化もありますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、引き続き町政発展のために御尽力いただきますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

今定例会まことにありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

町長挨拶が終わりました。ここで私のほうから申し上げます。

皆さんご承知の通りであります。3月末日をもちまして定年退職を迎えられる職員がこの議場におられます。会計管理者、梶原会計課長であります。

梶原課長は、昨年度から会計課の窓口を担い、日々多忙をきわめ、業務、業務をこなされてまいりました。入庁以来32年の長きにわたり、真摯に職務を全うされました。本議場での職務は今日が最後になろうかと思っております。

ここで、一言ご挨拶をしていただきたいと思います。

梶原課長よろしく申し上げます。

会計課長（梶原枝理子君）

令和5年3月31日をもちまして、定年退職をいたします、会計課

長の梶原です。議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、佐川町役場には、平成3年4月1日に渡辺町長より辞令を受け、総務課に配属になり、この3月31日で公務員生活32年となります。総務課のほうには出納室も含めまして12年間、その後、福祉課で5年間、平成20年度からは議会事務局の方で書記として6年間お世話になりました。

議会事務局のことは何もわからなかったのですが、その時の議長の永田議員さんはじめ、周りの議員さんからご指導いただき、6年間無事に勤めることができました。また議員さんと接し、執行側を外から見ることができました。いい経験をさせていただき、その後の自分のあり方について改めて考えるきっかけにもなりました。

ただそのときは書記でしたので、この4月から執行側として参加させていただきました議場はとても緊張感があり、1年間でしたが貴重な経験をさせていただき、させていただいたと思っております。

最後になりますが、議員の皆様方のますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

次に、再任用職員として議会事務局長を務めていただきました河添局長にもお願いいたします。

議会事務局長（河添博明君）

私、2回になりますがここで挨拶します。通算9年弱、議会事務局長としてやらさせていただきました。本当に、議員の皆さん、執行部の皆さん、お世話になりました。ありがとうございました。詳しい話は晩の飲み会の席でしたいと思います。2回目ですので簡単に、本当にお世話になりました。

今後もですね、議会、執行部、立ち位置がちょっと違いますけれども、実のある内容の議論をしていただきまして、よりよい佐川町にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で挨拶終わります。お二人の長年の御労苦に対しまして、心よりねぎらいの拍手を再度送りたいと思います。

ご賛同をお願いします。

(拍手)

本日の会議は、これもちまして終わります。
令和5年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時25分

